

## CMS 更新およびホームページリニューアル等業務委託 提案実施要領

### 1. 業務の概要

#### (1) 委託業務名

CMS 更新およびホームページリニューアル等業務

#### (2) 目的

本市では、コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）を導入し尼崎市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）にて行政情報の発信を行っているが、現行の CMS のサポート終了に伴い、CMS の更新および市ホームページのリニューアルを実施する。実施にあたっては、市ホームページの様々な課題を解決し、利用者の利便性を向上するとともに、管理・運営の効率化および自動化を図るものとする。さらに、現行の市ホームページのサービスおよび機能については引き続き提供し、またオープンデータやクラウドサービス等の新しい動向・技術に対応するものとする。

#### (3) 内容

「CMS 更新およびホームページリニューアル等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）」のとおり。

#### (4) 契約期間

##### ア 構築業務

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで

##### イ 保守・運用業務

平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（なお、平成 35 年 2 月 28 日までを目安として本市の会計年度毎に継続して契約予定とする）。

#### (5) 提案上限金額

##### ア 構築業務

29,629,629 円

##### イ 保守・運用業務

月額 247,500 円（5 年間の総額 14,850,000 円）

金額には消費税及び地方消費税額を含まない。

いずれかの見積金額が上限金額を超える場合は、失格とする。

### 2. 参加資格

委託業務の実施に必要な能力を有するもので、企画提案書等提出日現在で、次に掲げ

るすべての要件を満たすものを対象とする。(コンソーシアムで提案する場合、下記(1)~(11)の要件についてはそのいずれもが、(12)の要件については代表者のみが該当すること。)

- (1) 尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないものであること。
- (3) 尼崎市において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けていないものであること。
- (4) 本市の入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 法令等に違反していないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていないものであること。
- (9) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (10) 暴力団対策法第2条及び第3条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である団体ではないこと。
- (11) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (12) 本市と同規模の地方自治体において、本委託業務と同等または類似した業務を履行した実績があること。

### 3. 参加表明書等の提出

#### (1) 提出書類

次の様式を提出すること。

- ・ 様式1 参加表明書
  - ・ 様式2 会社概要 1
  - ・ 様式3 類似業務の受託等実績
  - ・ 様式4 共同事業体構成表 2
  - ・ 様式5 共同事業体委任状 2
- 1 資本関係が分かるよう記述すること
  - 2 コンソーシアムで提案する場合に提出すること

(2) 提出期限及び提出方法

平成29年4月19日(水) 午後5時まで(必着)

持参または郵送によること。なお、郵送の場合は到着確認を行うこと。

(3) 提出先

〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目5番20号

尼崎市市政情報センター 2階

総務局 情報化推進担当 情報政策課

電話：06-6489-6202

(4) コンソーシアムで提案する場合

ア 複数業者で共同提案するときは、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。また、代表者は、「共同事業体構成表」(様式4)を提出すること。

イ 代表者とはならない提案者にとっては、代表者へ「CMS更新およびホームページリニューアル等業務委託」に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」(様式5)を提出すること。

(5) 参加表明後の辞退

「参加表明書」(様式1)提出後に辞退する場合は、平成29年5月10日(水) 午後5時までに「参加辞退届」(様式6)を提出すること。

#### 4. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問表」(様式7)に質問事項を記入の上、件名の頭を【CMS更新】とした上で電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

「参加表明書」(様式1)を期限までに提出していない事業者の質問は受け付けない。

電話や訪問等、質問表以外の方法での質問は受け付けない。

質問事項の記入にあたっては、提案実施要領・仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること。

(2) 質問期限

平成29年4月19日(水) 午後5時まで(必着)

(3) 質問先

尼崎市総務局 情報化推進担当 情報政策課 《担当》 岡本

Eメール: zyoho\_seisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 回答方法

平成29年4月24日(月)を目途に、参加表明を行った事業者すべて(参加辞退した者を除く)に対して、質問者の情報を伏せて電子メールで回答する。

5. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の作成方法

ア 片面換算で50ページ以内(表紙・目次等は含まない)とし、A4版横書きの両面印刷で作成すること。

イ 企画提案書は日本語で記載し、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。なお、文書を補完するためのイラスト及びイメージ図等を使用してよい。

ウ 提案内容は全て実現できるものとし、提案内容の実現に係る全ての費用を見積書に含めること。

エ 下表の項目順に沿って記載すること。なお、各項目が企画提案書のどの部分に該当するか、ページ数等を明記した資料を作成すること。

大項目	小項目
1 概要	会社概要
	業務受託実績
	業務実施体制
	取り組みに対する基本姿勢 (目的実現のための、本市への支援・プロジェクト管理・関係者間の調整等に関する基本的な考え方を示すこと)
2 システム環境	機器・ネットワーク等の構成 (提案者のデータセンター内および各拠点間の構成を図示すること)
	セキュリティ対策・システム監視・バックアップ・障害時対応等
3 CMS および市ホームページ	市ホームページの現状分析
	市ホームページリニューアルのコンセプト (数年先の将来像を見据えて記載すること)
	デザインサンプル、サイト構成・階層構造の考え方 (トップページおよび第2～4階層について示すこと)
	CMSの代表的な機能および操作、予定テンプレート数等
	災害発生等の緊急時の情報発信方法、体制等
	本市の認識する課題の解決方法
	その他のコンテンツ・機能に関する追加提案事項

大項目	小項目
4 構築業務	リニューアルの計画・進め方等
	ウェブアクセシビリティへの対応・維持・向上
	研修およびマニュアル作成
5 データ移行業務	データ移行の計画・進め方等
	移行期間中のデータ更新への対応方法
	本市による検証の方法・支援
6 保守・運用業務	リニューアル公開日前後のサポート内容および体制等
	通常時の保守・運用業務内容、サポート内容および体制等
7 その他	全体スケジュール
	その他の提案事項、補足事項等 ( 尼崎市内在住者の雇用が有る場合は明記すること )
	CMS 等機能要件表の自己評価書
	本表の各項目と企画提案書ページ数等の対応を示す資料

(2) 提出書類

ア 企画提案書(「(1) 企画提案書の作成方法」に沿って作成すること)

イ 見積書(様式8)および見積明細書(自由様式)

なお、提出後の修正、差し替え、再提出は認めない。ただし、市が認めた場合を除く。

(3) 提出部数

ア 正本1部(会社印および代表者印を押印すること)

イ 副本8部

ウ 電子媒体1部(CD-R)

・企画提案書のPDFファイルを収録すること(見積書および見積明細書は不要)

・CMS等機能要件表の自己評価書は、企画提案書のPDFファイルに含める他、単独のExcelファイルとしても収録すること。

(4) 提出期限及び提出方法

平成29年5月10日(水)午後5時まで(必着)

持参または郵送によること。なお、郵送の場合は到着確認を行うこと。

期限までに提出しない場合は、失格とする。

(5) 提出先

〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目5番20号

尼崎市市政情報センター 2階

総務局 情報化推進担当 情報政策課

電話：06 - 6489 - 6202

## 6. 選考

選考は選定委員会において、提案内容について審査し、提案内容を公平かつ厳正に評価し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として決定する。また、次点候補者も併せて決定する。

### (1) 事前審査

参加資格要件を満たす提案者の企画提案書を審査し、一定の水準以上を満たした提案者のみ通過させる。審査結果は平成29年5月19日(金)を目途に電子メールにて通知する。

### (2) 契約候補者の選定

ア 事前審査を通過した提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案内容及び見積書に記載の価格を総合的に評価する。

イ 評価は企画提案内容と価格を数値化して採点し、合計得点によって順位付けする。

ウ 第1順位の者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1者であっても提案内容を評価採点し、基準を満たしていると判断した場合は契約候補者として選定する。

### (3) 選考結果の通知

選考結果については、平成29年5月31日(水)を目途に各提案者へ文書により通知する。なお、選考結果に関する質問は受け付けない。

### (4) 評価採点時の加点

地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした事業者のうち、市内業者(尼崎市内に本社や本店等がある場合)または準市内業者(尼崎市内に支店や営業所等がある場合)であれば、本市が定める割合で一定の加点を行うことがある。また、コンソーシアムの場合は構成員のうちいずれかが市内団体又は準市内団体である場合においても、上記と同様に本市が定める割合で一定の加点を行うことがある。加えて、委託業務実施に際して、新たに尼崎市内在住者の雇用を行う旨の提案があれば同様に加点を行うことがあるため、企画提案書へその旨明記すること。

### (5) プレゼンテーションの内容及び日時等

#### ア 実施内容

企画提案説明に25分、質疑応答に15分の、計40分とする。(予定)

#### イ 開催日時

平成29年5月24日(水)(予定)

#### ウ 実施場所等

尼崎市市政情報センター内（予定）

本市ではスクリーン及び電源を用意する。それ以外に必要な機材等は持参すること。

#### エ 留意事項

- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。
- ・開始20分前に集合場所へ到着すること。集合場所については別途通知する。
- ・準備時間は開始10分前からの10分間とする。
- ・正式なプレゼンテーション日時及び場所等については、後日、電子メールにて対象者に通知する。

### 7. 契約の締結等

#### (1) 選定後の協議

ア 選定後、契約候補者は本市と委託業務の仕様内容について協議の上、その詳細を決定し、準備が整った段階で随意契約により契約を締結する。

イ 企画提案書に記載され、選考で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映する。ただし、契約締結段階において、契約候補者との協議により、必要に応じて項目の追加、変更及び削除を行うことがある。

ウ 何らかの理由で契約候補者との契約が不可能となった場合は、次点候補者から繰り上げて交渉を行うことがある。

#### (2) 契約形態

受託事業者を相手方とする委託契約を締結する。なお、構築業務（平成30年2月28日まで）と保守・運用業務（平成30年3月1日以降）は業務別に契約を締結する。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の5以上（ただし、契約金額(年額)が3,000千円未満の場合は不要）

### 8. スケジュール

公募開始	平成29年4月5日
参加表明書等提出期限	平成29年4月19日
質問期限	平成29年4月19日
質問回答	平成29年4月24日（予定）
企画提案書等提出期限	平成29年5月10日

書類審査結果通知	平成29年5月19日(予定)
プレゼンテーション	平成29年5月24日(予定)
選考結果通知	平成29年5月31日(予定)

## 9. その他留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は審査以外の目的に利用しない。
- (6) 提出書類は尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (7) 企画提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (8) 本件において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (9) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (10) 評価結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (11) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
  - ア 応募書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
  - イ 応募書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
  - ウ 応募書類の提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの。
  - エ プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
  - オ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
  - カ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。
  - キ 見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。

以 上